

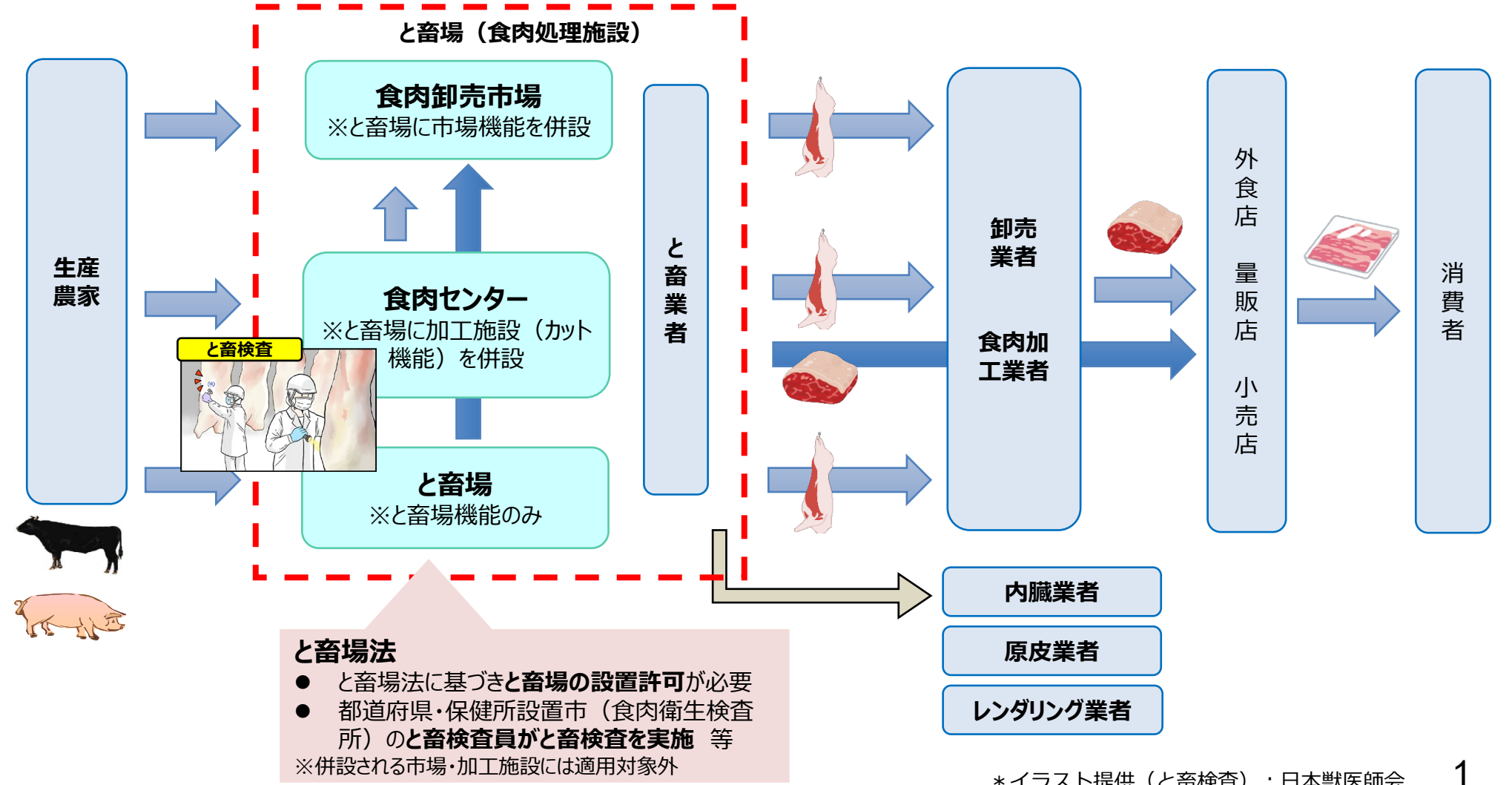
(資料2)

と畜場をめぐる情勢

令和8年10月
厚生労働省健康・生活衛生局
農林水産省畜産局

と畜場とは

- と畜場とは、食用に供する目的で牛、豚等の獣畜をと畜・解体するために設置される施設。
- 公衆衛生の見地から、と畜場法では、と畜は原則としてと畜場以外の場所で行ってはならないとされており、生産農家と消費者をつなげる結節点として、食肉産業にとって必要不可欠な施設。
- と畜の際には、公務員獣医師（と畜検査員）によると畜検査が必要であり、食肉の安全性の確保のためにも重要な役割。

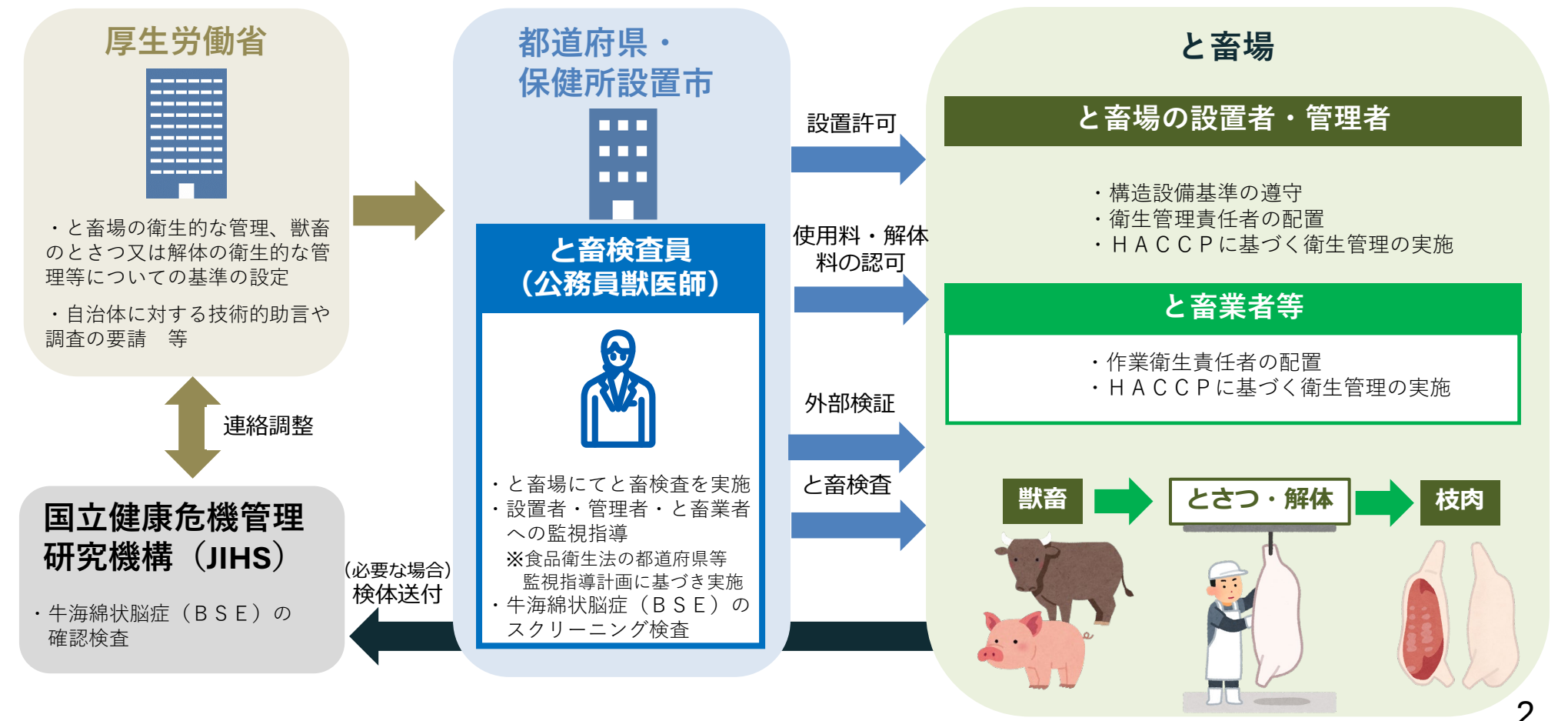


と畜場法（昭和28年法律第114号）の概要

目的 と畜場の経営及び食用に供するために行う獣畜の処理の適正の確保のために**公衆衛生の見地から**必要な規制その他の措置を講じ、もって**国民の健康の保護を図ること**。

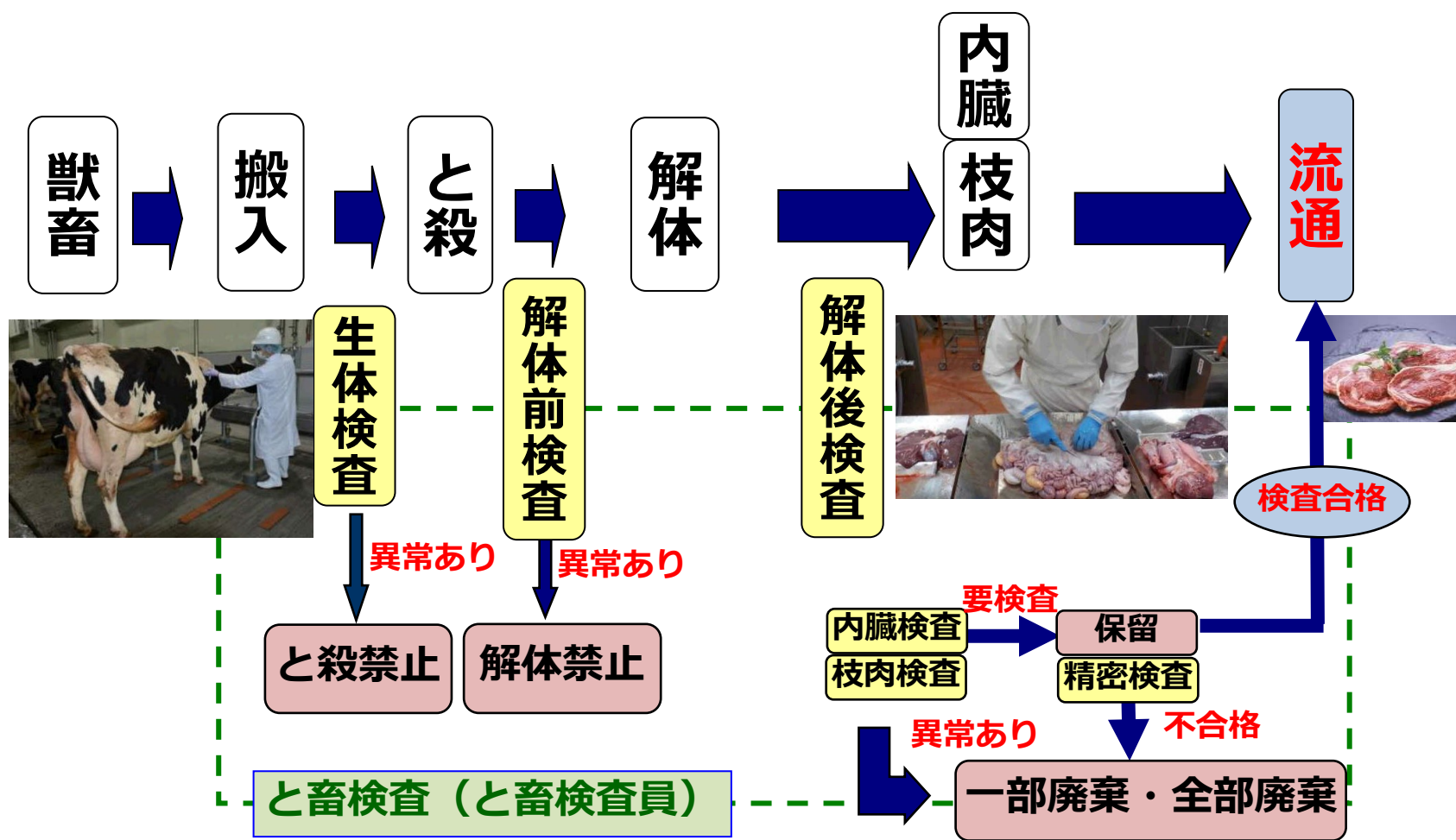
- ※ 食品衛生法に対する、獣畜の処理に関する営業規制・検査規制等の特別法。
- ※ 牛海綿状脳症（BSE）については、牛海綿状脳症対策特別措置法及びと畜場法第14条第5項に基づくと畜検査の特例あり。

獣畜の定義 牛、馬、豚、めん羊及び山羊



と畜検査（と畜検査員による獣畜（牛、豚等）の検査）について

- **と畜検査**は、と畜場法（昭和28年法律第114号）第14条に基づき、獣医学的知識をもって、疾病や異常のある獣畜やその肉を、食用不可として排除するための検査。
- 検査は、生理学、解剖学、病理学、微生物学等**獣医学の専門知識をもった公務員獣医師（と畜検査員）**が望診、触診、解剖等により行うこととしている。



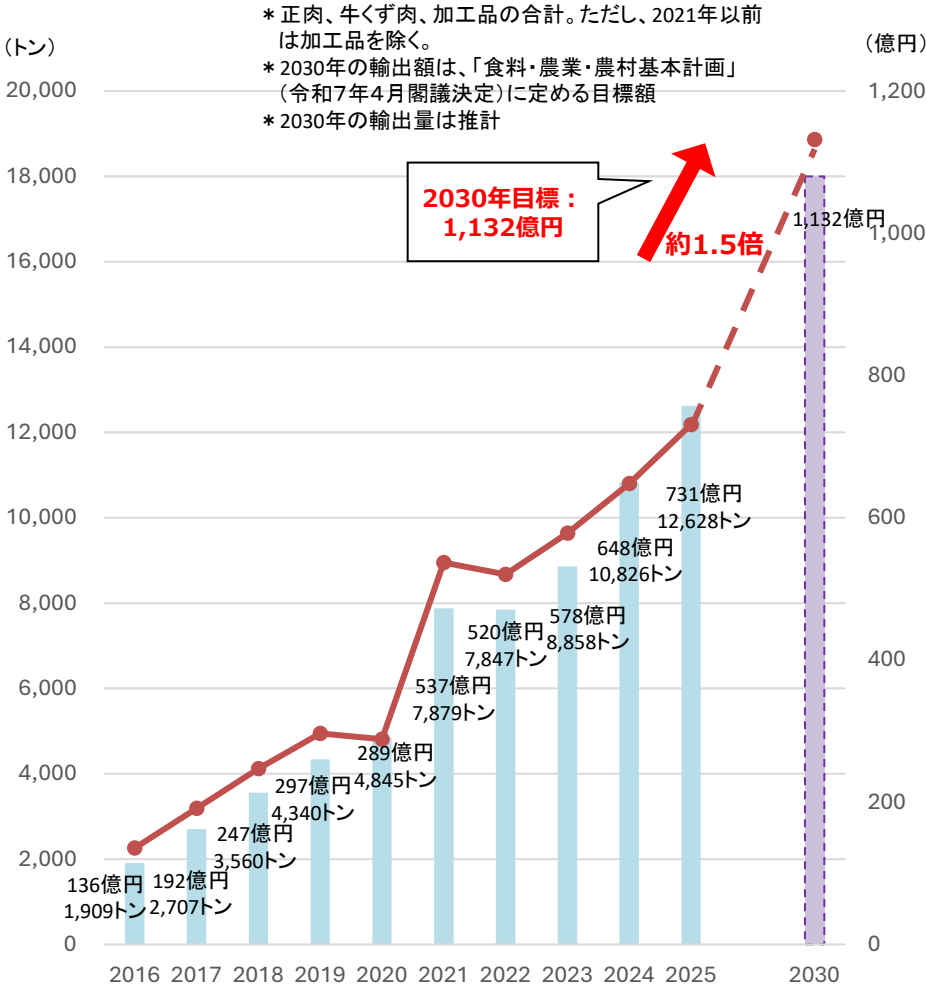
と畜検査員を取り巻く状況の変化

年次	主な制度改正等
昭和28年	と畜場法制定 従来の屠場法（明治三十九年制定）が廃止され、新たにと畜場法が制定。
平成2年	対米輸出施設の認定 「対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱」の策定。要綱に基づき施設を認定
平成4年	食鳥検査の開始 「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」が平成2年に制定され、2年後の平成4年から検査制度が開始。
平成8年	衛生管理の強化 平成8年に大阪府堺市で発生した腸管出血性大腸菌O157による大規模食中毒事案を踏まえ、施行規則を改正し、と畜場の衛生管理を強化。
平成13年	BSE検査の開始 平成13年に国内で初めてBSE感染牛が確認されたことから、同年10月からBSEの全頭検査を開始。 ※現在は神経症状等が疑われるものについてのみ実施。
令和2年	輸出促進法の施行 政府の農林水産物・食品の輸出促進政策に伴う、と畜場の輸出認定数の増加。
令和3年	HACCP義務化・外部検証の開始 平成30年のと畜場法改正によりHACCPが義務化（令和3年6月完全施行）。それに伴い、と畜検査員によるHACCPの外部検証を開始。

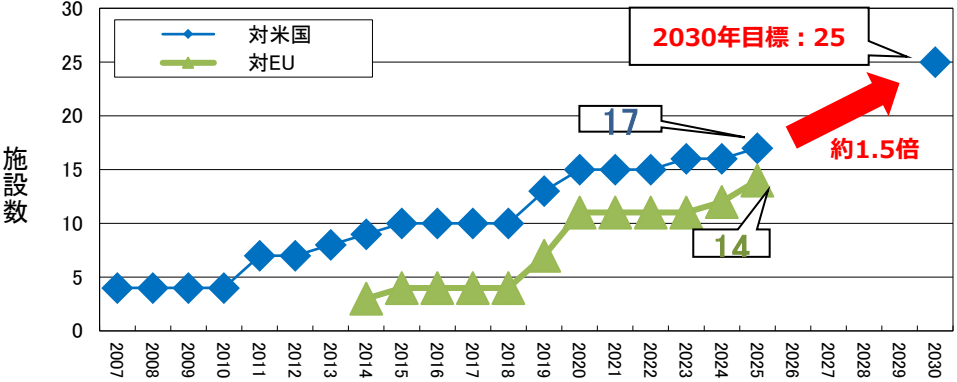
輸出の取組

- 農林水産物・食品の輸出重点品目である**牛肉輸出実績は、増加傾向で推移**
- 食肉の輸出に当たっては、**と畜場法で定める衛生基準**はもちろん、**輸出先国が求める衛生基準にも対応する必要**。また、衛生証明書の発行業務が追加的に発生。これらに対応するため、**と畜検査員たる公務員獣医師に求められる業務量は肥大化傾向**。

牛肉の輸出



輸出認定施設数（牛肉）の目標



牛肉の対米輸出認定施設



平成30年にと畜場法が改正され、と畜場においてもHACCPが義務化（令和3年6月完全施行）それに伴い、と畜検査員によるHACCPの外部検証を開始（と畜場法施行規則において規定）

○ と畜場法施行規則第3条第6項

と畜場の設置者又は管理者は、前項*に規定する措置に関し、次に定める事項についてと畜検査員による検査又は試験を受け、その結果に基づき必要に応じて見直しを行うこと。

- 一 第1項第24号の計画又は手順書を作成又は修正した場合にあっては、それらが食品衛生上の危害の発生を防止する目的において、科学的に妥当なものであること。
- 二 衛生管理が第1項第24号の計画及び手順書に基づき適切に行われていること。

* と畜場の設置者又は管理者による衛生管理計画及び手順書の作成、計画の実施・記録等

○ と畜場法施行規則第7条第5項

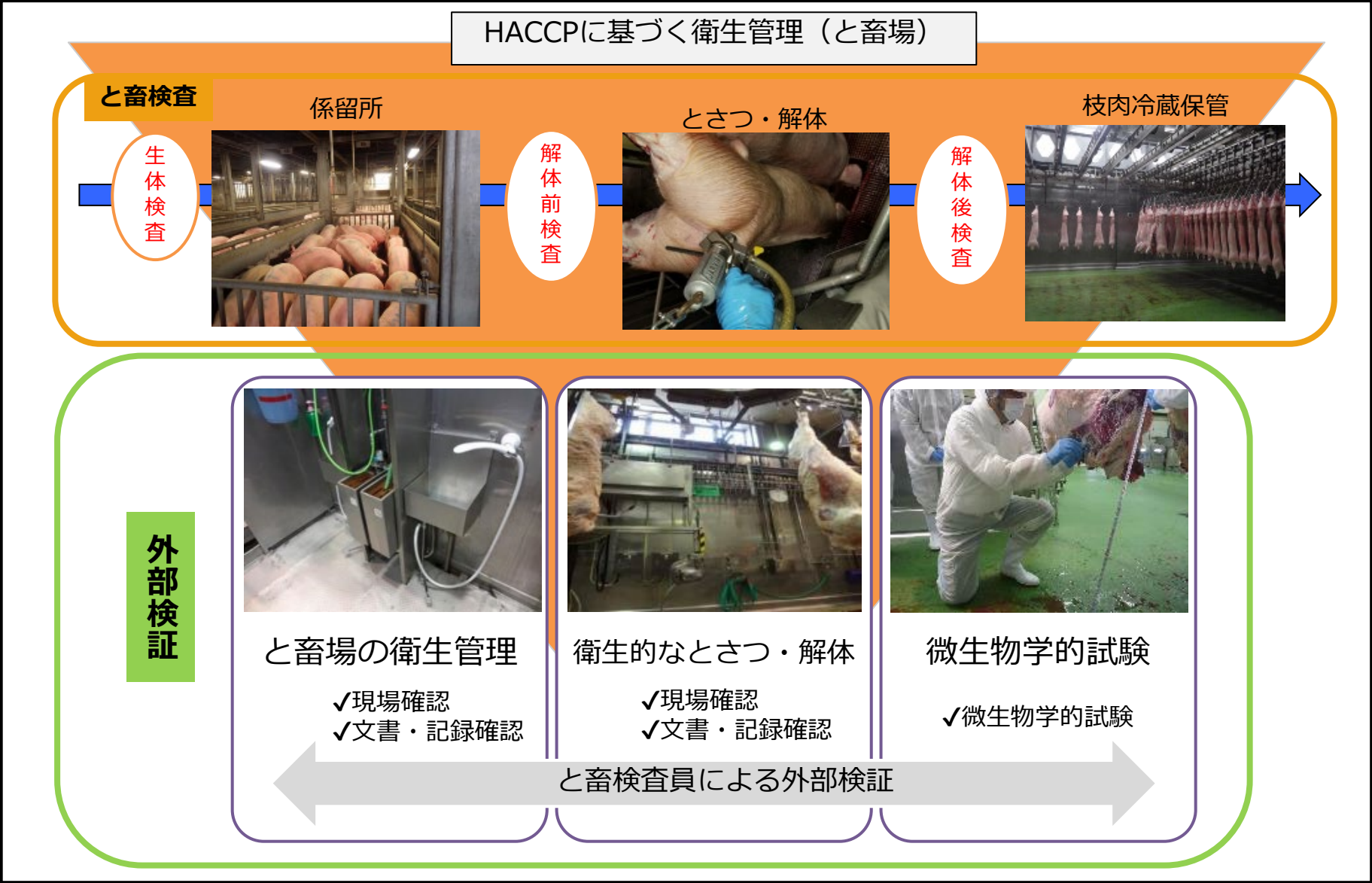
と畜業者等は、前項*に規定する措置に関し、次に定める事項についてと畜検査員による検査又は試験を受け、その結果に基づき必要に応じて見直しを行うこと。

- 一 第1項第18号の計画又は手順書を作成又は修正した場合にあっては、それらが食品衛生上の危害の発生を防止する目的において、科学的に妥当なものであること。
- 二 衛生管理が第1項第18号の計画及び手順書に基づき適切に行われていること。

* と畜業者等による衛生管理計画及び手順書の作成、計画の実施・記録等

と畜検査員によるHACCP外部検証について

外部検証の概要（イメージ）

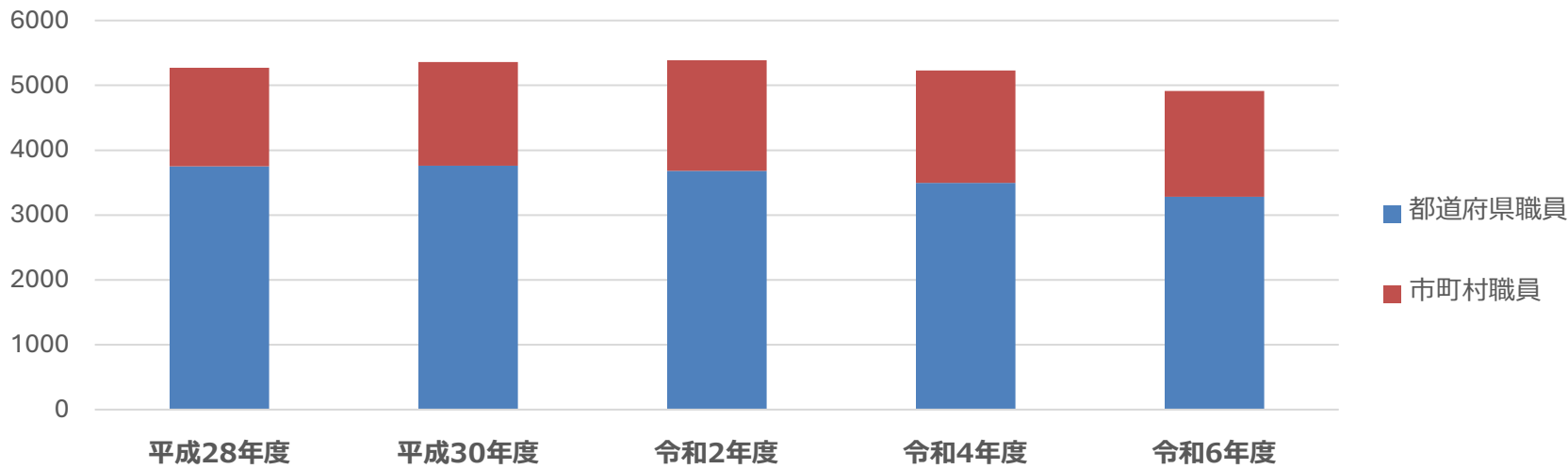


公務員獣医師（公衆衛生獣医師）の推移

- 都道府県によって事情は異なるものの、**公衆衛生業務に従事する公務員獣医師数は全国的に横ばい～やや減少傾向**
- 一方、**一部の自治体からは慢性的な公務員獣医師の不足**に陥っているとの声がある。

○ **全国の公衆衛生獣医師数の推移**
令和6年度：都道府県職員3,281人、市町村職員1,631人 = 4,912人
令和4年度：都道府県職員3,495人、市町村職員1,736人 = 5,231人
令和2年度：都道府県職員3,683人、市町村職員1,706人 = 5,389人
平成30年度：都道府県職員3,761人、市町村職員1,598人 = 5,359人
平成28年度：都道府県職員3,750人、市町村職員1,522人 = 5,272人
(獣医師法第22条に基づき、都道府県等において公衆衛生業務に従事する旨の届出をした獣医師の数)

公衆衛生獣医師数の推移（全国）

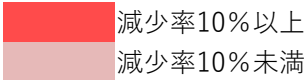


【農林水産省調べ】 獣医師法第22条の届出において、都道府県・市町村で公衆衛生業務に従事する旨の届出をした獣医師の数

公衆衛生獣医師の人数（都道府県別）

- 公衆衛生獣医師の人数は、全国的に減少傾向にあり、令和 2 年度から令和 6 年度までの4年間で、**全国で8.9%減少**
- 都道府県別でも、**38都道県で人数が減少**し、そのうち**19都道県では10%以上減少**
- 他方で、**食肉衛生検査所の獣医師数の減少率は全国平均で2.2%**であり、限られた公衆衛生獣医師の中で、**と畜検査の重要性を踏まえた職員配置の工夫**で対応しているとみられる。

公衆衛生獣医師の人数の推移（※ 1）



* 減少率：令和 2 年度から令和 6 年度までの人数の減少割合

	令和 2 年度	令和 4 年度	令和 6 年度	減少率*
北海道	449	408	399	11.1
青森県	112	111	104	7.1
岩手県	55	57	55	0.0
宮城県	134	118	113	15.7
秋田県	58	57	53	8.6
山形県	64	60	58	9.4
福島県	71	61	57	19.7
茨城県	137	136	131	4.4
栃木県	100	99	92	8.0
群馬県	104	104	99	4.8
埼玉県	210	220	197	6.2
千葉県	239	235	218	8.8
東京都	293	266	263	10.2
神奈川県	348	350	305	12.4
新潟県	86	75	71	17.4
富山県	61	58	50	18.0

	令和 2 年度	令和 4 年度	令和 6 年度	減少率*
石川県	31	32	29	6.5
福井県	14	14	14	0.0
山梨県	41	36	36	12.2
長野県	115	114	98	14.8
岐阜県	117	113	102	12.8
静岡県	112	113	109	2.7
愛知県	253	256	233	7.9
三重県	66	72	56	15.2
滋賀県	30	39	35	+16.7
京都府	69	65	70	+1.4
大阪府	206	214	216	+4.9
兵庫県	271	243	230	15.1
奈良県	50	53	50	0.0
和歌山県	33	38	37	+12.1
鳥取県	28	26	26	7.1
島根県	42	42	38	9.5

	令和 2 年度	令和 4 年度	令和 6 年度	減少率*
岡山県	63	58	58	7.9
広島県	118	116	106	10.2
山口県	55	52	52	5.5
徳島県	52	44	37	28.8
香川県	61	59	53	13.1
愛媛県	67	65	59	11.9
高知県	38	39	31	18.4
福岡県	173	167	159	8.1
佐賀県	45	42	47	+4.4
長崎県	92	96	89	3.3
熊本県	103	95	92	10.7
大分県	59	54	54	8.5
宮崎県	150	152	151	+0.7
鹿児島県	230	232	204	11.3
沖縄県	84	75	76	9.5
全国	5389	5231	4912	8.9

食肉衛生検査所の獣医師の人数（※ 2）

	令和 2 年度	令和 4 年度	令和 6 年度	減少率*
公衆衛生獣医師（全国）	5389	5231	4912	8.9
うち食肉衛生検査所に勤務する人数	2038	2015	1994	2.2

※ 1 獣医師法第22条の届出において、都道府県・市町村で公衆衛生業務に従事する旨の届出をした獣医師の数
※ 2 獣医師法第22条の届出において、都道府県・市町村で「食品衛生検査センター、食肉衛生検査所」の業務に従事する旨の届出をした獣医師の数（※ 1 の内数）

公務員獣医師の採用状況

- 都道府県の公務員獣医師（農林水産及び公衆衛生分野）の採用状況は、令和5年度から令和7年度の**全国平均で38.6%**にとどまり低調。
- 令和5年度から令和7年度の**充足率、採用人数の総数も、全国的に減少傾向**。
- **全国的に、必要な人数の公務員獣医師の採用が困難**になっていることから、その役割の重要性を踏まえ、と畜場法における**公務員獣医師（公衆衛生獣医師）**について検討することが必要。

公務員獣医師の採用状況（令和5年度から令和7年度の合計）

充足率38.6%（全国平均） 未満

	募集人数	採用人数	充足率*
北海道	299	48	16.1
青森県	45	14	31.1
岩手県	49	29	59.2
宮城県	40	8	20.0
秋田県	13	8	61.5
山形県	36	7	19.4
福島県	57	13	22.8
茨城県	35	39	111.4
栃木県	42	16	38.1
群馬県	29	21	72.4
埼玉県	54	23	42.6
千葉県	83	32	38.6
東京都	32	16	50.0
神奈川県	47	48	102.1
新潟県	21	12	57.1
富山県	24	6	25.0

	募集人数	採用人数	充足率*
石川県	32	7	21.9
福井県	12	3	25.0
山梨県	41	16	39.0
長野県	30	14	46.7
岐阜県	48	19	39.6
静岡県	44	21	47.7
愛知県	35	12	34.3
三重県	23	7	30.4
滋賀県	9	11	122.2
京都府	19	12	63.2
大阪府	39	27	69.2
兵庫県	30	27	90.0
奈良県	28	12	42.9
和歌山県	34	8	23.5
鳥取県	19	10	52.6
島根県	33	4	12.1

	募集人数	採用人数	充足率*
岡山県	23	11	47.8
広島県	19	12	63.2
山口県	29	10	34.5
徳島県	30	6	20.0
香川県	28	7	25.0
愛媛県	33	13	39.4
高知県	21	10	47.6
福岡県	51	32	62.7
佐賀県	34	15	44.1
長崎県	67	11	16.4
熊本県	53	11	20.8
大分県	56	13	23.2
宮崎県	45	22	48.9
鹿児島県	64	23	35.9
沖縄県	29	12	41.4
合計	1964	758	38.6

【農林水産省調べ】
・令和5年度から令和7年度までの募集人数・採用人数を合算
・農林水産分野・公衆衛生分野の合算
* 充足率＝採用人数／募集人数（％）

充足率の推移（全国平均）

令和5年度	令和6年度	令和7年度
41.8%	37.7%	36.4%

採用人数の推移（47都道府県合計）

令和5年度	令和6年度	令和7年度
264人	251人	243人

公務員獣医師の不足（と畜検査体制）に対する現場の声

- **一部の自治体やと畜場からも、と畜検査員を含む公衆衛生分野の公務員獣医師の不足に伴うと畜検査体制への懸念の声として、「人材不足のなかで現行制度での運用は困難」や「将来的に輸出を拡大していくに当たり、検査体制の調整に懸念をもっている」といった意見が聞かれているところ。**
- **安全で衛生的なと畜の確保や公務員獣医師のワークライフバランスの確保の観点から、将来に向けて課題の解決を図ることが必要。**

アンケート調査結果

※厚生労働省・農林水産省で本年6月24日～7月17日に実施

＜A自治体＞

検査を担う**公務員獣医師の年齢構成の偏在**が進んでいることから、近い将来、人材不足の顕在化が懸念。**人材不足が進んだ場合、現行制度での運用は困難。**

＜B自治体＞

獣医師の採用は危機的状況。現在のと畜検査制度が継続した場合、**開場日の制限が必要となる等、安定的な食肉流通に支障が出る可能性。**

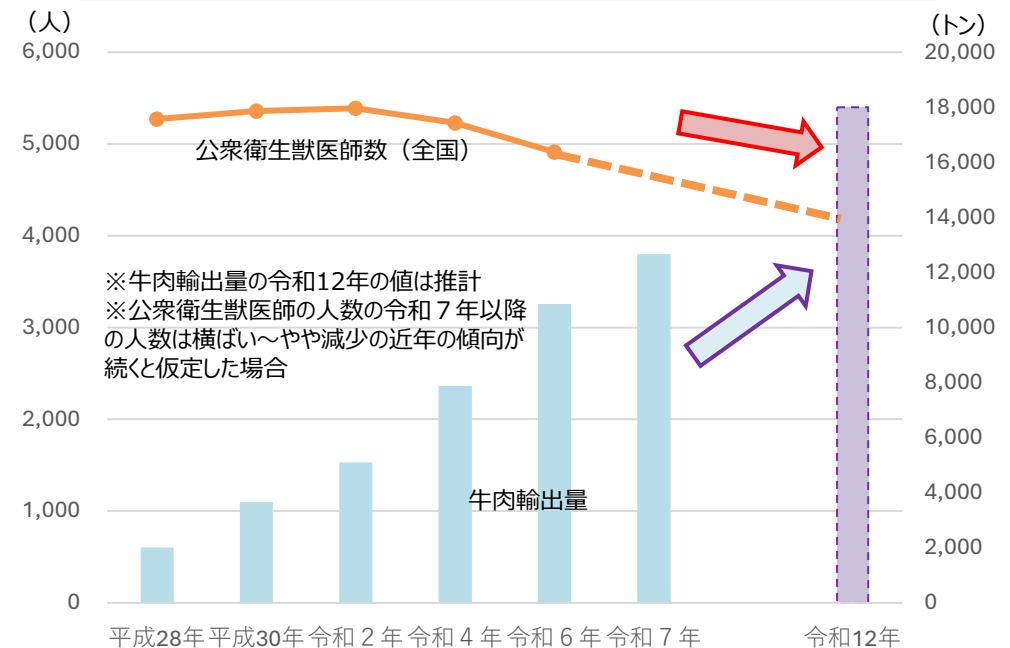
＜C施設＞

経営を考え、**と畜頭数や輸出向け牛肉の割合を増やしていきたいが、繁忙期に検査員の確保が難しいことから、希望の日程で作業を行えないこともある。**

＜D施設＞

片道約1時間の検査所から検査に来てもらっているが、**定時に検査業務を終えるため、と畜作業は15時までに終えなければならない**。今後、**と畜頭数の増加、輸出の強化を考えているが、検査体制との調整などが懸念。**

公衆衛生獣医師の人数・輸出量（牛肉）の推計



＜E施設＞

固定費が多い食肉センターで採算を取るには、稼働率向上が不可欠。今後の食肉センターの維持のため、将来的には、作業時間の延長等に柔軟に対応できる体制が可能になるよう、と畜検査制度も整備が必要。

と畜場の現状①（設置数など）

- と畜場は、廃止・再編が進んだ結果、令和7年時点で**全国に162施設設置**。と畜のみを行うと畜場の数は減少傾向で推移している一方、**部分肉加工機能を兼ねる食肉センター**や**市場機能を有する食肉卸売市場**の設置数は横ばいで推移。
- 食肉処理施設の経営主体は、**地方自治体、農協系統、民間事業者等**に大別され、また施設によってと畜のみを行う施設と食肉加工まで行う施設が存在。

食肉処理施設の種別別施設数の推移

	施設数					
	H9	H14	H20	H25	H30	R7
と畜場 (と畜のみ)	202	132	99	92	63	47
食肉センター (と畜 + 部分肉加工)	87	80	73	71	88	83
食肉卸売市場 (市場機能を有する)	29	28	27	28	32	32
合計	318	240	199	191	183	162

資料：畜産物流通統計（現在公表されていないH9、H14及びH20については、当時引用した数字）
注：酪肉近における稼働率等の算出で使用している施設数とは異なる。

主な食肉処理施設（タイプ別）

	経営責任者		
	地方自治体	農協系統	民間事業者等
と畜のみ	・中央・地方卸売市場 ・と畜場 (24施設)	—	・地方卸売市場 ・と畜場 (25施設)
と畜～ 食肉加工 まで	・中央・地方卸売市場 ・食肉センター (25施設)	・地方卸売市場 ・食肉センター (36施設)	・地方卸売市場 ・ミートパッカー (48施設)

資料：農林水産省調べ（試験場4か所を除く）

民間事業者等

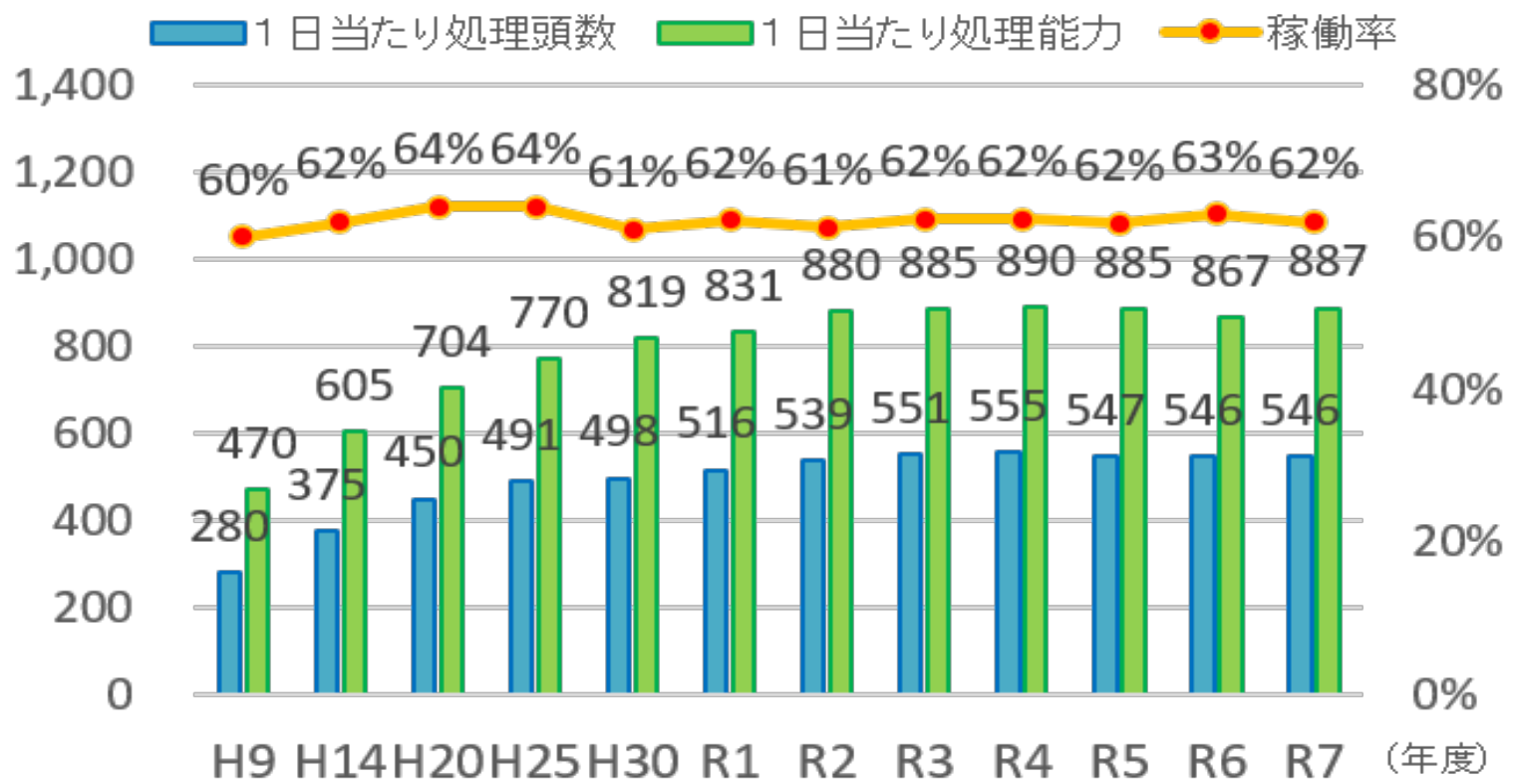
- 食肉大手が出資する施設（ミートパッカー）のほか、**地方自治体が出資する株式会社**も含まれる。
- 地方公共団体・農協系統が設置するものと同様、**地域の生産農家からのと畜も受け入れ、公共的役割を果たしている。**

と畜場の現状②（経営の状況）

- と畜場の運営には、**収益性改善の観点**から、と畜だけでなく、**カットや販売など**を行う経営の多角化が求められるものの、依然として、**畜料金・解体料金収入に依存**するビジネスモデルも存在。
- 近年の牛・豚の（1施設当たり）と畜頭数はおおむね横ばいで推移し、と畜場の平均的な稼働率は、概ね60%台前半で推移している状況。収益性の確保のため、**稼働率の向上が課題**。

と畜場の稼働率、処理頭数、処理能力の推移

資料：農林水産省「畜産物流通統計(R7)」、厚生労働省「と畜・食鳥検査等に関する実態調査(R8.4.1)」を基に、農林水産省にて作成



と畜場の稼働率

【酪肉近で定める目標値等】

	現状 (R6年度)	目標 (R12年度)
稼働率	63%	70～90%

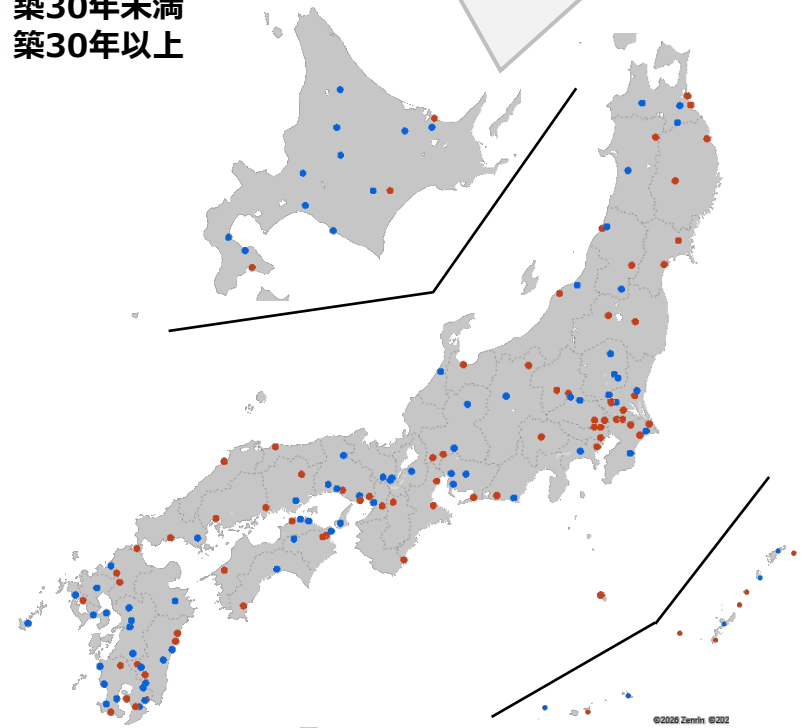
と畜場の老朽化

- と畜場については、**築30年以上の施設は79か所あり、全体の約半数**。特に、**14県では、築30年以上の施設のみ**となっており、うち**7県は県内に1施設**しかない。
- 予算事業を活用した整備の取組も進むが、**建築工事費は年々上昇**し、再編の遅れや、**検討の凍結に至るケースも存在**。稼働率と老朽化の状況を再確認しながら、必要な施設の整備を進めなければ、**我が国の食肉供給システムに支障が生じるおそれ**。
- その際、**と畜場の経営状況の改善や、公務員獣医師不足への対応のためには、各地のと畜場の再編を進めることが必要**になる。

と畜場の老朽化の現状 (2025年時点)

築30年以上 : 79施設
全ての施設が築30年以上 : 14県
うち、県内に一施設のみ : 7県

- : 築30年未満
- : 築30年以上



■ 最近の国の支援を活用した施設の整備例

地域	施設名	竣工年	取組内容
佐賀県	佐賀県高性能食肉センター KAKEHASHI	2023年6月	輸出拡大のための整備
宮崎県	(株) SEミート宮崎	2024年2月	輸出拡大のための整備
鹿児島県	(株) 阿久根食肉流通センター	2022年7月	再編・合理化のための整備
鹿児島県	(株) JA食肉かごしま	2025年3月	スライス肉製造施設の整備

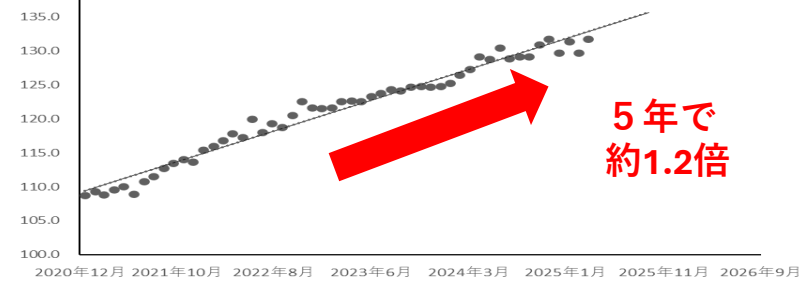


佐賀県高性能食肉センター KAKEHASHI



(株) SEミート宮崎

■ 建設工事費デフレーター



資料：農林水産省「畜産物流通統計(R7)」、厚生労働省「と畜・食鳥検査等に関する実態調査(R8.4.1時点)」を基に、農林水産省にて作成

食肉処理施設（と畜場）の整備に対する支援の強化

- 政府では、令和 7 年度から 5 か年を「農業構造転換集中対策期間」（R7～R11）と位置づけ、農地の大区画化、共同利用施設の再編、輸出、スマート農業等の対策を抜本的に強化。
- この対策の中に**食肉処理施設（と畜場）の整備**も位置付けられており、令和 7 年度補正から**支援内容を拡充**。
※補助率の上乗せ（**産地負担を 3 分の 1 まで軽減**）、**地方財政措置の拡充**

畜産関係共同利用施設の拡充のポイント （令和 7 年度補正予算）

◎ **補 助 率** { 食肉・食鳥処理施設
家畜市場 }

基本 1 / 2

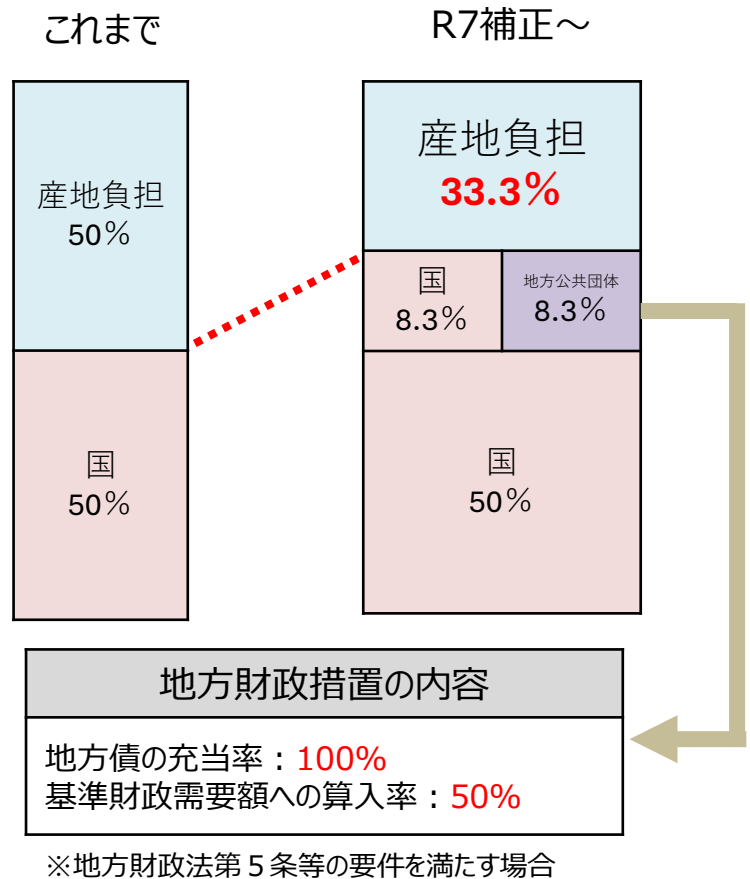
特別 1 / 2 +

上乗せ
地方公共団体
最大 8.3% + 国
最大 8.3%

⇒ 事業費の 2 / 3 を支援

◎ **上限事業費** 全施設 **5 % 引き上げ**

◎ **事業期間** 全施設**最大 5 年間**



これまでのまとめ

- と畜場は食肉流通において**代替不可能な結節点**であり、公衆衛生規制を遵守しながら運営され、**公的な役割を有する施設**。
- と畜場経営は**と畜料金に依存する体質**のため、収益改善のために、**稼働率の向上に向けた取組が課題**。
- 食肉の生産には**と畜場法に基づくと畜検査が必要**であるが、近年増加する輸出の取組により、求められる衛生要件が増えるとともに、必要な業務量も増加し、**と畜検査員の負担は増大**。
- 検査を担う公務員獣医師数が減少傾向であること等に起因して、食肉流通に欠かせない**と畜検査体制の維持が課題**。それに伴い、と畜場の**稼働率の向上にも影響**。
- と畜場の再編等は部分的に進むものの、**施設の老朽化**が進行し、運営が立ち行かなくなり、**食肉関連産業そのものの維持が困難となるリスク**（県内に1施設、かつ建設から30年を超える施設しか存在しない自治体が7県存在）



と畜場の再編等への予算措置は講じられているが、こうした**構造的な状況にどう向き合うか**、本研究会で幅広く御議論いただきたい

参考

と畜検査（と畜検査員による獣畜（牛、豚等）の検査）について

生体検査

- ・ 安静にけい留した獣畜について、とさつの直前に検査を行う。
- ・ 検査は、獣体各部の見やすい構造の区画のある場所で行い、必要に応じて保定設備のある場所で行う。
- ・ 病歴に関する情報を確認後、望診を実施。
- ・ 必要に応じて、触診、聴診等により異常の有無を調べる。
- ・ 異常を認めたときは精密検査を実施。

解体前検査

- ・ 血液の性状を観察。
 - ・ 異常を認めたときは精密検査を実施。
- 〈と畜場外での不慮の災害、難産等による緊急とさつの場合〉
- ・ 一般外部（外観）検査を実施。
 - ・ 天然孔・排出物・可視粘膜の状態を検査。
 - ・ 末梢血液の染色鏡検を実施。
 - ・ 異常を認めたときは精密検査を実施。

解体後検査

- ・ 血液、頭部、肺、心臓、横隔膜、肝臓、腎臓、脾臓、枝肉等を検査。
- ・ 望診・触診を基本とし、必要に応じて切開。
- ・ 各臓器のリンパ節等を詳細確認。
- ・ 必要な場合は、横隔膜や頸部から肉片を採取鏡検。肉、内臓又は枝肉深部のリンパ節を細切。頭蓋を開き、頭部を縦断し、顔面を横断して検査を実施。
- ・ 異常を発見し、精密検査を行うときは、検査結果が確定するまで、措置保留。

「と畜検査実施要領」（昭和47年5月27日作成、平成16年4月6日改正）より抜粋。

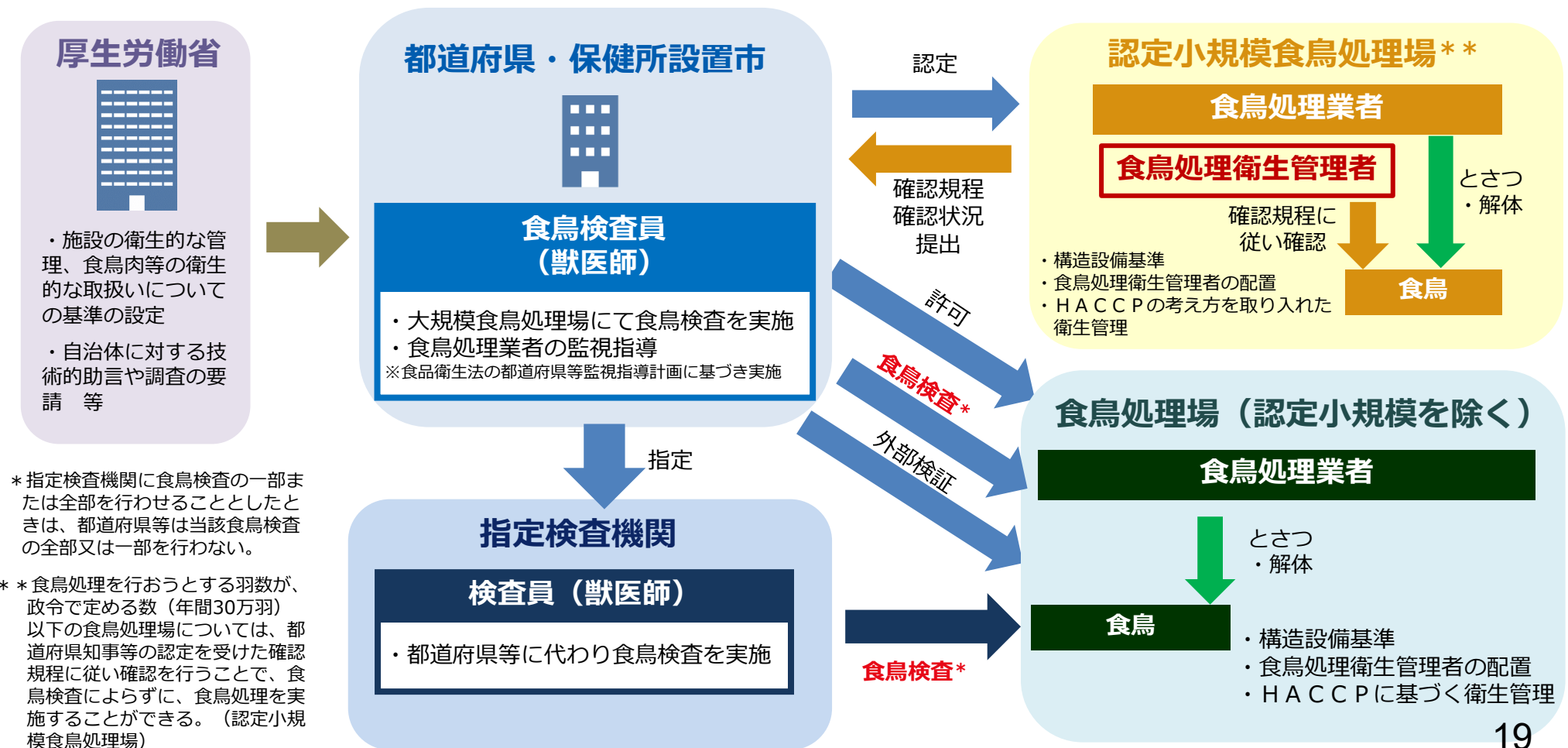
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（食鳥処理法）（平成2年法律第70号）の概要

目的 食鳥処理の事業について公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずるとともに、食鳥検査の制度を設けることにより、食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ること。

※ 食品衛生法に対する、食鳥処理に関する営業規制・検査規制等の特別法

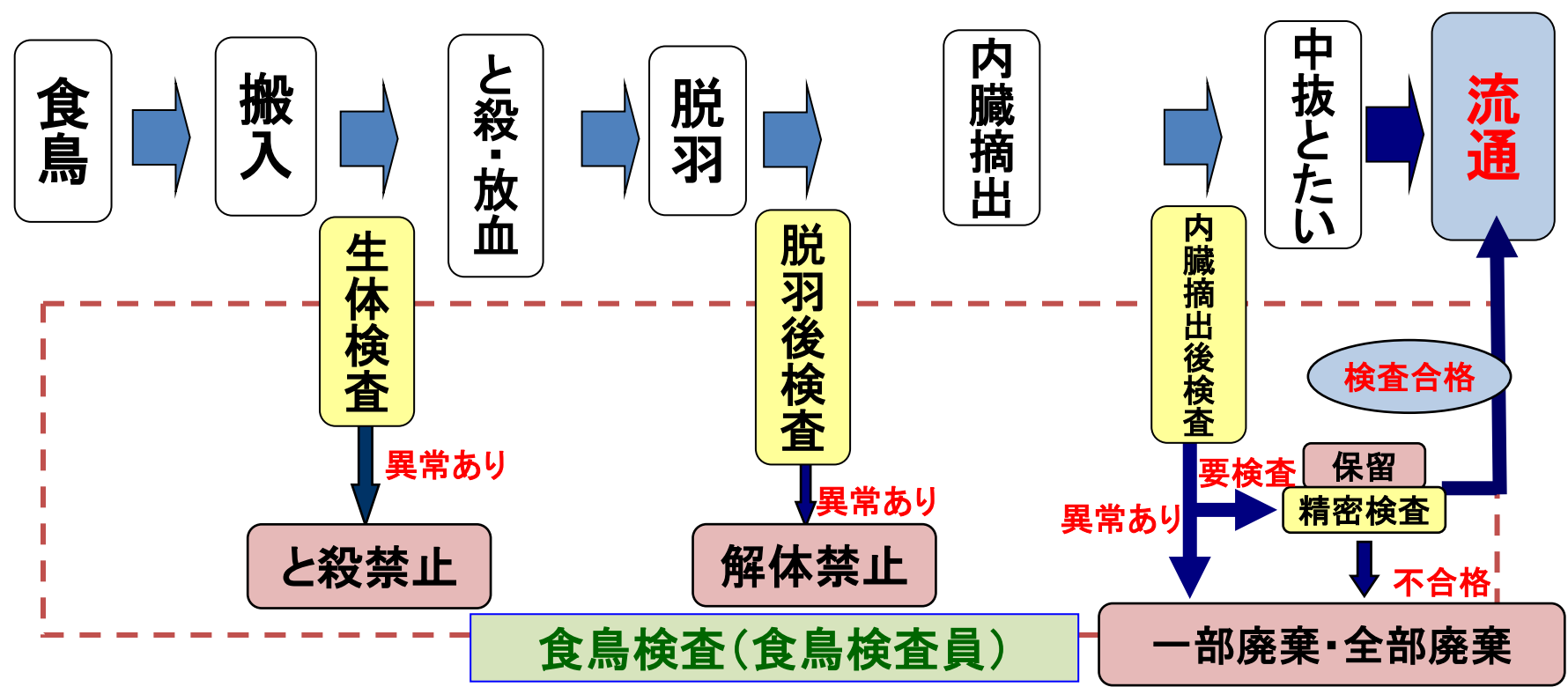
食鳥の定義 鶏、あひる、七面鳥その他一般に食用に供する家きんであって政令（※）で定めるもの

※ 現在、定められた家きん無し



食鳥検査（食鳥（鶏、あひる等）の検査）について

- **食鳥検査**は、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第15条に基づき、獣医学的知識をもって、疾病や異常のある食鳥やその肉を、食用不可として排除するための検査。
- 食鳥検査は、と畜検査と同様、**獣医学の専門知識をもった獣医師（食鳥検査員又は指定検査機関の検査員）が行う**が、食鳥検査のうち、と殺後の検査（脱羽後検査及び内臓摘出後検査）については、検査員の監督のもと、食鳥処理場の従業員である食鳥処理衛生管理者に食鳥とたいの状況について視覚や触覚等を用いて異常の有無を確認させることで、食鳥検査のうち、食鳥とたいの状況についての望診及び触診の一部を簡略化することを可能としている。



※脱羽後検査及び内臓摘出後検査については、食鳥検査員の監督下で食鳥処理衛生管理者が確認することが可能

と畜検査の柔軟化の対応（事務連絡）

国家戦略特区制度による規制・制度改革の提案に係る検討要請

と畜検査における民間獣医師及び他職種、AI等の活用

【提案内容】

従来、公務員獣医師のみが行っている「と畜検査」について、と畜場内での検査は、「と畜検査員」監督下での民間獣医師による検査や知事が認定する指定検査機関、と畜検査員養成課程修了者、AI活用による検査を可能とするとともに、細菌検査等の精密検査については、薬剤師や臨床検査技師にも検査実施を可能とする。

【提案内容を受けての対応】

と畜検査に必要なと畜検査員（公衆衛生獣医師（公務員獣医師））が不足している地域があることから、**と畜検査において獣医師以外が対応可能な検査補助範囲の明確化を行い、他職種等を活用する体制を2024年度中に整備するとともに、将来的なA I 技術等の活用について、必要な調査・研究を可能な限り早期に着手する。**



と畜検査において獣医師以外が対応可能な検査補助範囲の明確化

「と畜検査に係る取扱いについて」（令和6年9月10日付け厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課事務連絡）

- と畜検査員が法第14条の規定による検査を実施することを前提に、**民間の獣医師**（当県が県獣医師会に委託していると畜検査の補助業務を行う者）**が、当該検査の補助として**以下の業務を行うことは可能である。
（補助の詳細） 生体、頭、白物、肺、肝臓、切開した心臓及び枝肉の異常の有無をスクリーニングする。
- 法第14条の規定による検査のうち、**精密検査**について、**薬剤師や臨床検査技師等が検査の実施及びその結果の判定**を行い、その精密検査の結果等を踏まえ、**と畜検査員が**法第16条に基づき**措置を講じる**ことは可能である。